平成２９年（フ）第１１７６号
埼玉県川口市西川口３丁目29番１―601号　ウィズアイビス、旧住所埼玉県久喜市吉羽４丁目６番地15
破産者　田中　康弘
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４６号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目９番６号横溝荘202号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字東内野278番地の１
破産者　佐々木　亨
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１１号
埼玉県鴻巣市宮前384番地５
破産者　長谷川資祐
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２４号
東京都板橋区小茂根３丁目３番13号　藤井方、破産手続開始時の住所埼玉県和光市下新倉５丁目９番20号　ソレイユ・マ・メゾン306
破産者　鳥海　祐己（旧姓菅井・山口）
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０６号
岩手県花巻市上根子字新屋敷138番地、旧住所埼玉県志木市中宗岡４丁目３番36―111号
破産者　藤原　秀行
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
滋賀県彦根市法士町24番地３
破産者　今居　茂雄
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１１３号
滋賀県愛知郡愛荘町平居519番地１
破産者　渡辺　大喜
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１５１号
滋賀県彦根市稲枝町445番地３
破産者　竹中左官こと　竹中　　登
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第１７号
滋賀県東近江市建部日吉町524番地９、前住所滋賀県東近江市建部日吉町396番地１　セントリーパーク　302号室
破産者　松枝　祐子（旧姓柳田・岡崎）
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第８号
大阪府泉南市男里６丁目15番１―Ｂ1209号
破産者　伊藤　和良
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
大阪府岸和田市野田町１丁目15番11号グリーンハイツ304号、前住所大阪府岸和田市野田町１丁目15番28―504号
破産者　土井口伸次
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
大阪府泉大津市二田町１丁目13番１―1003号
破産者　平田　昌弘
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９３０号
広島市中区基町19番１―1309号
破産者　矢野　雅人
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４６号
札幌市豊平区月寒東２条10丁目２番５―206号
破産者　曽田　静子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９号
秋田県にかほ市平沢字平石30番地２
破産者　伊藤　幸子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第２１号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目10番地の７　エクセルヤマナシ201号
破産者　大塚　昌彦
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第７号
群馬県沼田市坊新田町1101番地１
破産者　大石　美香
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉１丁目29番20号
破産者　田野　浩司
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部